

高等教育質保証支援機構(仮称)

大学機関別認証評価

実 施 大 綱

(案)

平成 29 年●月

一般社団法人公立大学協会
公立大学改革支援・評価研究センター

目次

はじめに	1
1 評価の目的	1
2 評価の基本的な方針	1
3 大学評価基準	2
4 評価の実施体制	2
5 評価の実施方法	3
6 評価結果	4
7 再度の評価	4
8 情報公開	4
9 評価の時期	5
10 評価費用	6
11 大学評価基準等の変更	6

はじめに

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものと定められています^{1,2}。このような使命を全うするため、大学は自らが実施する教育研究等について点検及び評価を行いその結果を公表することにより、教育研究の水準の向上に努め、社会との信頼関係を築いていく責任を負っています^{3,4,5}。

高等教育質保証支援機構（仮称）（以下、「支援機構」という）は、自らがこうした責任を自覚し教育研究の質の保証及び向上に真摯に取り組む大学に対し、大学機関別認証評価（以下、「認証評価」という）の理念に則り、大学が行う教育研究の質の保証及び向上を支援することを目的として認証評価を実施します。

1 評価の目的

支援機構が、大学の求めに応じて実施する認証評価（以下、「本評価」という）の目的は、以下のとおりです。

- ① 大学が自ら行う教育研究の質の保証への支援
- ② 大学が自ら行う教育研究の水準の向上への支援
- ③ 大学が自ら行う教育研究の特色の進展への支援
- ④ 大学が自ら行う継続的な改善の取組み（以下、「内部質保証」という）への支援

2 評価の基本的な方針

支援機構は以下の基本的な方針に基づいて認証評価を実施します。

① 大学の自主性・自律性の尊重

大学の教育研究の質の保証及び向上は大学自身の責任であることを前提とし、大学が自主的・自律的に行う点検及び評価に基づいて評価を実施します。

② 内部質保証の実質化の支援

大学が自ら行う点検及び評価と並行して認証評価を実施し、そのプロセスにおいて研修や助言を行うことにより、大学の自己点検・評価の実効性を高め、大学の内部質保証の実質化を支援します。

③ 種々の大学評価結果の活用

専門分野別の第三者評価や大学を設置する法人に関する評価など、大学を対象とした種々の評価制度において、大学の教育研究の質の保証及び向上に関する評価結果を活用し、効率的かつ効果的な認証評価を行います。

3 大学評価基準

本評価の大学評価基準は、表1に示す3つの基準で構成されています。

① 基準1 基盤評価：法令適合性の保証

基準1では基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、法令への適合状況に関するエビデンスを確認し、大学の法令適合性について評価します。この基準では、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（以下、「細目省令」という）において、認証評価を行うものとして定められている事項⁶（以下、「法令事項」という）を含めて評価します。

② 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上

基準2では水準評価として、大学が各種データを用いて行う自己の水準分析について、その指標や分析方法の適切性及び分析結果の解釈や活用等について、教育研究の水準の向上を支援する観点から評価します。

③ 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展

基準3では特色評価として、大学が行う特色ある教育研究及び内部質保証に関する点検及び評価の内容について、特色ある教育研究および内部質保証の進展を支援する観点から評価します。内部質保証については、基準1及び基準2で行う内部質保証を含めて、基準3において特色ある教育研究活動等の一環として重点的に評価します。

表1 大学評価基準の概要

評価基準	基準1 基盤評価	基準2 水準評価	基準3 特色評価
目的	法令適合性の保証	教育研究の水準の向上	特色ある教育研究の進展
評価事項	1. 大学が行う法令適合性に関する点検事項 2. 法令事項	1. 大学が行う自己の水準分析の事項	1. 大学が行う特色ある教育研究の点検事項 2. 大学が行う内部質保証の点検事項
評価内容	1. 法令適合性に関するエビデンスの確認 2. 法令事項ごとのエビデンスの確認	1. 水準分析の指標や分析方法の適切性 2. 水準分析結果の解釈や活用等	1. 特色ある教育研究の実績と効果 2. 内部質保証の実績と効果

4 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、我が国の大学の評価に関し識見を有する者からなる認証評価実施委員会（以下、「評価実施委員会」という）を設置し、その下に個別の大学の評価を実施する評価実施チームを編成します。

評価実施チームを構成する評価委員は、本評価を受審する大学（以下、「受審大学」という）の教育研究の組織や内容に応じて、教育研究分野の専門家及び大学評価の有識者から選定します。評価委員が、本評価の意義と特徴を理解し評価を効果的に実施できるように、評

評価実施委員会は評価委員に対して本評価の目的や方法等についての研修を行います。

なお、受審大学の関係者は当該大学の評価実施チームに加わらないこととし、また受審大学の関係者が評価実施委員会の委員である場合は、当該大学の議事の議決に加わらないこととします。

5 評価の実施方法

(1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス

本評価に関して受審大学が行う自己点検・評価は、以下のプロセスで行われます。

① 大学質保証研修の実施

受審大学は、本評価に関する自己点検・評価を開始するに当たり、本評価の目的と特徴を理解し自己点検・評価を効果的に行うための大学質保証研修を、SD研修の一環として実施します。この研修には支援機構から講師を派遣し、大学構成員が認証評価の意義を理解し自己点検・評価に主体的に取り組むための支援を行います。

② 点検評価資料の作成

受審大学は、大学評価基準の3つの基準に対する点検評価資料を作成します。点検評価資料の作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価の資料等を活用することができます。

● **基準1に対する点検評価資料**

法令適合性について自己点検・評価した結果を示す資料を作成します。この資料には、法令事項を確認するための内容が含まれていることが求められます。

● **基準2に対する点検評価資料**

設置形態や規模、専門分野の構成を考慮した各種データを収集し、経年変化も含めて自大学のデータと比較分析することにより、自大学の水準について自己点検・評価した資料を作成します。

● **基準3に対する点検評価資料**

特色ある教育研究及び内部質保証に関する自己点検・評価の資料を作成します。特色ある教育研究については、助成金を受けて行う教育改革プロジェクトや大学を設置する法人に関する評価などの結果を活用することができます。内部質保証については、基準1及び基準2で行う内部質保証を併せて基準3の点検評価資料に含めることができます。

③ 実地調査への対応と評価審査会の開催

評価実施チームによる点検評価資料の内容確認と並行して、実地調査が実施されます。実地調査では、点検評価資料の内容を踏まえ、大学の責任者を含む自己点検・評価の関係者(以下、「自己評価関係者」という)との面談が行われ、必要に応じて教職員や学生からの意見聴取が行われます。

さらに実地調査では、大学の教職員と学生に加えて、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者が参加できる公開形式の評価審査会を開催し、特色ある教育研究及び内部

質保証に関するテーマについて、自己評価関係者等が評価実施チームと意見交換を行います。

(2) 支援機構における評価のプロセス

支援機構は、受審大学が実施する大学質保証研修に講師を派遣し、自己点検・評価の方針を確認した上で、受審大学を担当する評価実施チームを編成します。

受審大学が各基準に対する点検評価資料を作成するプロセスでは、点検評価資料の作成状況を確認し、必要に応じて評価実施チームが自己評価関係者に助言します。評価実施チームは、実地調査までに作成された各基準に対する点検評価資料の分析を行い、実地調査において自己評価関係者と意見交換を行います。

実地調査終了後は、各基準に対する点検評価資料及び評価審査会における意見交換の内容について分析を行い、評価実施チームは評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）は、評価実施委員会において審議され、評価結果（案）として受審大学に伝達されます。

(3) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定

受審大学は評価結果（案）を確認し、必要に応じて意見申立てを行うことができます。受審大学から意見申立てが行われた場合、評価実施委員会はその下に設けた意見申立審査会において意見内容を審議し、その対応案を評価実施委員会に報告します。評価実施委員会は、対応案の審議を経て対応を決定し、評価結果を確定します。

6 評価結果

評価結果には、基準ごとの点検評価資料に対する分析結果である「優れた点」や「改善を要する点」などの評価に加えて、受審大学の自己点検・評価プロセスにおける大学への助言や指導の内容を含みます。評価結果は、受審大学に伝達すると同時に、支援機構のウェブサイトに掲載し、広く社会に公表します。

大学は、基準ごとの点検評価資料に基づき自己点検・評価報告書を完成し、評価結果とともに大学のウェブサイト等で公表します。

なお、大学からの要請がある場合には、評価結果の内容に基づき、大学を設置する法人の評価に提供できる資料を作成します。

7 再度の評価

評価結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学が、再度の評価を希望する場合は、支援機構は大学の求めに応じて評価を実施します。

8 情報公開

支援機構は、組織の基本情報、大学評価基準及び評価方法、評価の実施体制などの認証評

価に関する重要な情報を、支援機構のウェブサイトに掲載し公表します。

9 評価の申請とスケジュール

(1) 本評価の受審を希望する大学は、評価を実施する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、支援機構に申請する必要があります。支援機構は、大学から申請が行われた場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該大学の評価を実施します。

(2) 評価のスケジュール

年度	時期	スケジュール	内容
評価実施 の前年度	6月	説明会の実施	本評価の特徴、方法等を説明します。
	9月末まで	評価の申請受け付け	大学からの申請を受け付けます。
	10月 ～3月	評価委員に対する研修会	評価委員を対象に、評価の目的、内容、及び方法等について研修を実施します。
		大学質保証研修	大学が実施するSD研修に講師を派遣し、大学質保証研修を実施します。
評価実施 年度	大学質保証 研修実施後 ～実地調査	点検評価資料の作成	大学は各基準に対する点検評価資料の作成を開始し、6月末までに点検評価資料の原案を支援機構に提出します。大学は支援機構から助言を受けながら点検評価資料の作成を進めます。
	10月 ～11月	実地調査	評価実施チームが大学を訪問し実地調査を行います。大学は評価審査会で使用する資料を実地調査の1ヶ月前までに提出します。
	12月	点検評価資料の提出	大学は支援機構に点検評価資料を提出します。
	1月	評価結果(案)の作成	点検評価資料及び評価審査会の結果を分析し評価結果(案)を作成します。
	2月	評価結果(案)の通知	評価結果(案)を大学に伝達します。 大学は評価結果(案)に対して意見がある場合は意見申立てを行います。
	3月	評価結果の確定と公表	意見申立てに対する審議を経て、評価実施委員会において評価結果を確定し公表します。

10 評価費用

評価手数料、評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、それぞれ別に定めるところによります。

11 大学評価基準等の変更

支援機構は、本評価のあり方について受審大学と意見交換を行い、その結果を踏まえて適宜大学評価基準等の改善を図ります。

大学評価基準や評価方法など評価に係る重要事項を変更する場合には、事前に関係者に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ決定します。

1 教育基本法 第七条（抜粋）

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 学校教育法 第八十三条

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

3 学校教育法 第九十九条（抜粋）

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次頁において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 学校教育法 第七十二条の二

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

5 学校教育法 第六十五条の二

大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

- 一 卒業の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

6 学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（抜粋）

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。